定例監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第４項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第９項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

1. 監査対象及び実施期間

|  |  |
| --- | --- |
| 監 査 対 象 | 実 施 期 間 |
| 上下水道局  ・総務課  ・営業課  ・水道工務課  ・下水道工務課  ・施設維持課        平成28年4月1日から平成28年12月31までに執行された所掌事務事業について | 平成29年1月30日  ～    平成29年2月15日 |

1. 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 青 木 紘

1. 監査の概要

今回の監査は、平成28年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った｡ 監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した｡

1. 監査の結果

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。

なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

（１）意見

上下水道事業については、人口減少や節水型社会への進展、さらには上下水道施設の更新需要の増大により、今後も厳しい経営状況が続くものと考えられる。 なかでも、下水道事業については、これまで積極的に整備事業を展開し、県内でも高い普及率となっている一方で、巨額の企業債残高を抱え、その償還金が経営を圧迫している状況にある。

今後の事業運営にあたっては、平成29年度からの上下水道ビジョンに基づく、長期的な計画のもとに、効率的な事業運営と一層の経営努力に取り組まれ、経営基盤の強化に努められたい。